第16期
定時株主総会招集ご通知

日時 2021年3月29日（月曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所 東京都新宿区市谷本村町４－１
ホテルグランドヒル市ヶ谷
東館 ３階 翡翠

Headwaters

決議事項
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役報酬等の額設定の件

郵送による議決権行使期限
2021年3月26日（金曜日）
午後6時到着

目 次

1 招集ご通知
3 株主総会参考書類
18 事業報告
29 計算書類
31 監査報告書

株主の皆様へ

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただいたうえ、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場について自粛を含めた慎重なご判断をお願い申しあげます。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記のウェブサイトにおいてお知らせいたします。
https://www.headwaters.co.jp/

株式会社ヘッドウォータース
証券コード：4011

証券コード　4011
2021年３月12日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿二丁目16番６号
新宿イーストスクエアビル７階
株式会社ヘッドウォータース
代表取締役　篠　田　庸　介

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、2021年３月26日（金曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　2021年３月29日（月曜日）午前10時00分～（受付開始　午前９時30分）

２．場　　所　東京都新宿区市谷本村町4-1
ホテルグランドヒル市ヶ谷　東館　３階 翡翠

３．目的事項

報告事項　第16期（自2020年１月１日至2020年12月31日）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項　第1号議案　定款一部変更の件
第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第3号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第4号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額設定の件
第5号議案　監査等委員である取締役報酬等の額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にてご提出くださいますようお願い申しあげます。
本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要及びその運用状況の概要」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.headwaters.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.headwaters.co.jp/）に掲載させて頂きます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行通り）
第４条（機関） 　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 　①取締役会 　②監査役 　③監査役会 　④会計監査人	第４条（機関） 　当会社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。 　①取締役会 　②監査等委員会 　（削　除） 　③会計監査人
第５条（条文省略）	第５条（現行通り）
第２章　株式	第２章　株式
第６条～第１１条（条文省略）	第６条～第１１条（現行通り）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第１２条～第１８条（現行通り）	第１２条～第１８条（現行通り）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第１９条（員数） 　当会社の取締役は、１０名以内とする。	第１９条（員数） 　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、１０名以内とし、監査等委員である取締役は５名以内とする。

現　行　定　款	変　更　案
第２０条（選任方法） １．当会社の取締役は、株主総会において選任する。 ２．前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。	第２０条（選任方法） １．当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。 ２．前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ３．取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
（新　設）	４．当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において予め補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
第２１条（任期） 取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときをもって満了する。但し、任期満了前に退任した取締役の補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任する取締役の任期の満了すべきとき迄とする。	第２１条（任期） １．取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときをもって満了する。
（新　設）	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときをもって満了する。
（新　設）	３．任期満了前に退任した監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべきとき迄とする。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	４．補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後２年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時迄とする。
第２２条（代表取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第２２条（代表取締役） 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中からその決議により代表取締役を選定する。
第２３条（条文省略）	第２３条（現行通り）
第２４条（取締役会の招集通知） １．取締役会の招集通知は、会日の３日前迄に各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	第２４条（取締役会の招集通知） １．取締役会の招集通知は、会日の３日前迄に各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
第２５条（条文省略）	第２５条（現行通り）
（新　設）	第２６条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第２６条（条文省略）	第２７条（現行通り）
第２７条（議事録） 　取締役会の議事は、その経過の要領及び結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名もしくは記名押印し又は電子署名を行う。	第２８条（議事録） 　取締役会の議事は、その経過の要領及び結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が署名もしくは記名押印し又は電子署名を行う。
第２８条（報酬等） 　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。	第２９条（報酬等） 　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議をもってこれを定める。
第２９条（条文省略）	第３０条（現行通り）
第５章　監査役及び監査役会	第５章　監査等委員及び監査等委員会
第３０条（員数） 　当会社の監査役は、５名以内とする。	（削　除）
第３１条（選任方法） １．当会社の監査役は、株主総会において選任する。 ２．前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
第３２条（任期） １．監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときをもって満了する。 ２．補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するとき迄とする。	（削　除）
第３３条（常勤監査役） 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	（削　除）
第３４条（監査役会の招集通知） １．監査役会の招集通知は、会日の３日前迄に各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	（削　除）
第３５条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	（削　除）
第３６条（監査役会規程） 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの他、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）

現　行　定　款	変　更　案
第３７条（議事録） 　監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名もしくは記名押印し又は電子署名を行う。	（削　除）
第３８条（報酬等） 　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。	（削　除）
第３９条（監査役の責任免除） １．当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削　除）
（新　設）	第３１条（常勤の監査等委員） 　監査等委員は、その決議により、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（新　設）	第３２条（監査等委員会の招集通知） １．監査等委員会の招集通知は、会日の３日前迄に各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
（新　設）	第３３条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。
（新　設）	第３４条（監査等委員会規程） 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるものの他、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
（新　設）	第３５条（議事録） 監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が署名もしくは記名押印し又は電子署名を行う。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第４０条～第４１条（条文省略）	第３６条～第３７条（現行通り）

現　行　定　款	変　更　案
第7章　計算	第7章　計算
第４２条～第４５条（条文省略）	第３８条～第４１条（現行通り）
（新　設）	附則 １．（監査役の責任免除に関する経過措置） ２０２１年３月開催の第１６期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）と締結済の責任限定契約については、なお従前の例による。

第２号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役全員が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

１ 篠田（しのだ）　庸介（ようすけ）（1968年４月５日）

重任

取締役会出席回数	18回/18回
所有する当社の株式の数	483,800株

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

1989年６月　株式会社プレステージジャパングループ　入社
1997年９月　ジャパンエデュケーションキャピタル株式会社
　　設立　代表取締役会長就任
1999年９月　株式会社ネットマーク設立　代表取締役社長就任
1999年９月　株式会社日本サービス企画設立　取締役就任
2005年11月　当社設立 代表取締役就任(現任)

２ 石澤（こくざわ）　直樹（なおき）（1975年４月１日）

重任

取締役会出席回数	18回/18回
所有する当社の株式の数	―株

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

1997年４月　株式会社日本ブレインウェア　入社
2006年９月　当社　入社
2009年４月　当社　執行役員就任
2015年１月　当社　取締役就任(現任)
2019年１月　当社　インテリジェント・テクノロジー事業本部
　　本部長就任(現任)

3 原島 一隆（はらしま かずたか）（1974年4月7日）

重任

取締役会出席回数　18回/18回
所有する当社の株式の数　—株

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

2004年12月　エス・アンド・アイ株式会社　入社
2007年 7 月　当社　入社
2015年 1 月　当社　執行役員就任
2015年 1 月　当社　管理本部本部長就任(現任)
2016年 7 月　当社　取締役就任（現任）

4 近藤 慎哉（こんどう しんや）（1979年9月23日）

重任

取締役会出席回数　18回/18回
所有する当社の株式の数　—株

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

2002年 5 月　株式会社ファーストコンピューター　入社
2006年 7 月　当社　入社
2015年 1 月　当社　執行役員就任
2016年 7 月　当社　取締役就任(現任)
2017年 1 月　当社　営業本部本部長就任（現任）

5 松崎 神都（まつざき みわと）（1976年3月12日）

重任

取締役会出席回数　18回/18回
所有する当社の株式の数　—株

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

1999年 4 月　有限会社キジマ技術　入社
2001年 4 月　STKテクノロジー株式会社　入社
2007年 4 月　総研マネジメント株式会社　入社
2008年 4 月　当社　入社
2015年 1 月　当社　執行役員就任(現任)
2017年12月　当社　取締役就任(現任)
2018年 1 月　当社　ITインキュベーション事業本部
本部長就任(現任)

6 疋田（ひきた） 正人（まさと）（1978年1月17日）

新任

取締役会出席回数 —回/—回
所有する当社の株式の数 —株

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

1998年 4 月　株式会社エスコム(現、株式会社日立ソリューションズ・クリエイト)　入社
2006年 1 月　当社　入社
2006年 7 月　当社　取締役就任
2008年11月　株式会社東忠ヘッドウォータース　代表取締役就任
2016年 4 月　株式会社ニチリウ永瀬　取締役就任(現任)
2019年 3 月　当社　取締役退任
新規事業推進室所属
2021年 1 月　当社　新規事業推進室室長(現任)

（注）1．篠田 庸介氏は、当社の大株主であり、親会社等に該当いたします。
2．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次の通りであります。

1 竹内（たけうち） 道忠（みちただ）（1959年2月20日）

新任

取締役会出席回数 18回/18回
所有する当社の株式の数 —株

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

1982年 4 月　国際倉庫株式会社
(現、コクサイエアロマリン株式会社)　入社
1987年 8 月　Kokusai Soko America,Inc.転籍
1999年 7 月　コクサイエアロマリン株式会社　帰任
2017年 6 月　コクサイエアロマリン株式会社　退社
2019年 4 月　当社　監査役就任(現任)

社外取締役候補者とした理由

竹内 道忠氏は、前職のコクサイエアロマリン株式会社にて取締役管理本部長として業務遂行に携わっており、経営管理に関する知見を有していることから、社外取締役として適切な監査を行って頂けると判断し、選任をお願いするものであります。

2 白川（しらかわ） 篤典（あつのり）（1967年7月29日）

新任

取締役会出席回数　18回/18回
所有する当社の株式の数　―株

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

1990年 4 月　国際証券株式会社（現、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）　入社
1997年 5 月　日本アジア投資株式会社　入社
2003年 3 月　株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション　入社
2010年 8 月　株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション代表取締役社長(現任)
2015年 6 月　当社　取締役就任(現任)

社外取締役候補者とした理由

白川 篤典氏は、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの代表取締役社長に就任しておりますので、上場企業の役員として株式会社の経営に関する高い見識に基づく適切な監査をして頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断したものであります。

3 大野（おおの） 雅樹（まさき）（1966年11月7日）

新任

取締役会出席回数　18回/18回
所有する当社の株式の数　―株

■ 略歴、重要な兼職の状況ならびに当社における地位及び担当

1997年 4 月　弁護士登録
1997年 4 月　長野国助法律事務所　入所
2002年 1 月　菅谷・大野法律事務所　パートナー
2003年 1 月　徳田綜合法律事務所　パートナー
2005年 4 月　同社永田町新綜合法律事務所に名称変更
2012年12月　四谷タウン総合法律事務所代表弁護士(現任)
2017年12月　当社　監査役就任(現任)

社外取締役候補者とした理由

大野 雅樹氏は、弁護士としての専門的な知識、実務経験および株式会社の監査に関する高い見識に基づき、大所高所の視点での監査をして頂くため、社外取締役として選任をお願いするものであり、社外取締役としての職務を適切に遂行頂けるものと判断したものであります。

(注) 1．社外取締役の白川 篤典氏は、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの代表取締役社長として業務を執行しております。当社と株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの間には取引があり、取引金額は当社の売上高の0.4%未満です。なお、当社と株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションとの間には仕入取引関係はありません。その他の取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2．白川 篤典氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年9ヶ月となります。
3．竹内 道忠氏、白川 篤典氏、大野 雅樹氏は、社外取締役候補者であります。
4．当社は、竹内 道忠氏、白川 篤典氏、大野 雅樹氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
5．竹内 道忠氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。

第４号議案　　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬等の限度額は、2018年３月27日開催の第13期定時株主総会において、「年額2億円以内」と決議いただき、今日に至っております。第1号議案「定款一部変更の件」が原案通り承認されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を移行前と同額の年額2億円以内と定めることにつきお諮りするものであります。

現在の取締役は７名でありますが、第１号議案「定款一部変更の件」および第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案通り承認されますと、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は６名になります。

本議案は、第１号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第５号議案　　監査等委員である取締役報酬等の額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項および第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額4,000万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第１号議案および第３号議案が原案通り承認されますと、監査等委員である取締役は３名となる予定であります。

本議案は、第１号議案の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年１月１日から
2020年12月31日まで）

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度（2020年１月１日～2020年12月31日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移していたものの、2020年４月以降、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言により経済活動が著しく抑制されたことにより、厳しい状況に陥りました。緊急事態宣言の解除後は社会経済活動も徐々に持ち直しの動きがみられておりましたが、年末に再び感染者が増加したことにより、今後も国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動などの影響を注視する必要があります。

当社が主にサービスを展開する情報産業分野においては、新型コロナウイルス感染症によるリモートワークの推進や各企業のデジタルトランスフォーメーション化の推進により、IT企業の需要は高まると予測しております。また、人と人との接触を避けるため、デジタルトランスフォーメーション（DX）からAIによる受付、接客への流れも加速するものと考えております。Google社の「Google Home」やAmazon社の「Amazon Echo」が国内で販売されたことにより、IT導入に積極的な顧客による音声インターフェースの業務活用もスタートしております。

この様な環境のもと、当社はAIインテグレーションのリーディングカンパニーと成るべく、AIや機械学習機能との連携を進め、新しいサービスの確立に取り組んでまいりました。そして、業種業態を問わず、AIインテグレーションにかかわる様々な実績を積むことができました。この実績により多くの注目を集め、デジタルトランスフォーメーション（DX）やAI化を考えられている、様々な企業からの問い合わせが増加しており、企画・提案フェーズから、Proof of Concept（概念実証）を経て業務システム等の受注へと繋がっております。

これらの結果、当事業年度の売上高は1,153,196千円（前期比8.0％増）、営業利益は169,533千円（前期比40.6％増）、経常利益は155,835千円（前期比28.4％増）、当期純利益は153,115千円(前期比52.9%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において、実施した設備投資の総額は6,011千円であり、その主な内容は、パソコン等設備の取得であります。

(3) 資金調達の状況

2020年９月29日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資およびオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額220,800千円の資金調達を行いました。

(4) 当社の対処すべき課題

当社は、以下の事項を対処すべき主要課題と捉えております。

① 費用対効果が求められるAI実用の時代への対応

国内外のAI関連企業がAIの研究開発に多額の資金を投じる中、近年AIの市場規模の拡大は著しいものがあります。進化するAIを積極的に活用し、日本企業における導入事例を早期に創り上げることがAIソリューション業の成功の鍵となります。従って、当社では常に最新のAIを検証し、その業務用途を構想し、どのような業種・業態に対して、どのようなAIの活用可能性があるかを探求しております。当社はAIの研究に特化したR&Dチームを有しており、技術トレンドの検証を行っております。重点分野は、特に画像認識、自然言語解析、機械学習によるデータ分析を活用したソリューションの開発となります。

② AI導入顧客数の拡大

当社では、まずは案件の規模にかかわらず、多くの業種・業務においてAIの活用事例を作ることが当面の課題だと考えております。顧客数が増え、案件数が増えれば、AIの導入事例も増えるので、多くの企業がAIの効果を実感することが可能となります。効果が測定できればAI導入を予算化することができるので、二次的には案件の金額規模の拡大が見込まれます。

最終的にAI導入顧客数の拡大が売上規模の拡大にもつながり、AIインテグレーションサービスの成長へとつながることから、AI導入顧客数の拡大を図ってまいります。

③　優秀な人材の確保・育成

当社は、今後も事業を永続的に行っていくためには、新卒採用、キャリア採用において優秀な人材を確保し、育成することが重要な課題であると認識しております。特に人材の定着率を上げるための福利厚生制度の見直し、給与制度の改善に取り組んでまいります。

また、パートナー企業についても、新規の協力会社を開拓するとともに、既存の協力会社との協力体制を強化して、優秀なパートナーの安定的な調達を図ってまいります。

④　コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社は、永続的に事業を展開し企業価値を高めるために、強固な内部管理体制の構築が重要な課題であると認識しております。当社では、内部統制の実効性向上に向けた環境・体制を整備し、監査法人や顧問弁護士といった外部専門機関と連携を取り、コーポレート・ガバナンスの充実に繋げていくよう内部管理体制の強化に努めてまいります。

⑤　新型コロナウイルス感染症拡大に対する対応

新型コロナウイルス感染症拡大により、リモートワークの推奨が求められております。当社においてもリモートワークの推奨などの新型コロナウイルス感染症拡大に対応するための方針を定め、実施をしております。現在のところ、新型コロナウイルスによる当社の業績への顕著な影響は出ておりませんが、引き続き、上記の取り組みを継続することで、事業活動や収益性の維持を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　分		第13期 2017年12月期	第14期 2018年12月期	第15期 2019年12月期	第16期 2020年12月期
売上高	(千円)	922,377	933,880	1,067,746	1,153,196
営業利益	(千円)	17,026	45,433	120,575	169,533
経常利益	(千円)	19,542	51,377	121,381	155,835
当期純利益	(千円)	17,204	43,472	100,153	153,115
1株当たり当期純利益	(円)	23.85	52.83	121.72	180.46
総資産	(千円)	426,311	479,433	560,512	936,912
純資産	(千円)	238,970	282,442	382,595	756,511
1株当たり純資産	(円)	290.44	343.27	464.99	819.80

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 当社は2020年6月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産および1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、AIを用いたAIインテグレーション開発を主な事業としております。

(8) 主要な営業所

名　称	所在地
本　社	東京都新宿区新宿二丁目16番6号

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
75名	5名増	32.4歳	6年1ヶ月

（注）上記人員は、臨時従業員、使用人兼務取締役を含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(11) その他、会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 普通株式 3,291,200株

(2) 発行済株式の総数 普通株式 922,800株

(3) 株主数 1,170名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
篠田庸介	483,800株	52.42%
プライムロック1号投資事業有限責任組合	33,200	3.59
プライムロック2号投資事業有限責任組合	32,300	3.50
野村證券株式会社	19,900	2.15
株式会社チェンジ	16,400	1.77
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC)	11,000	1.19
株式会社SBI証券	9,500	1.02
松井証券株式会社	8,700	0.94
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	8,400	0.91
BCホールディングス株式会社	8,200	0.88
株式会社AMBITION	8,200	0.88

3. 会社の新株予約権に関する事項

(1) 当期末日に当社役員が保有する新株予約権の概要

	第３回新株予約権	第４回新株予約権
発行決議の日	2016年７月15日	2016年７月15日
新株予約権の数	180個	425個
保有者数	取締役　５名	取締役　１名
目的となる株式の種類及び数	普通株式21,000株	普通株式70,000株
新株予約権の発行価額	—	—
行使価格	1,250円	1,250円
権利行使期間	2018年７月16日から 2026年７月15日まで	2016年７月30日から 2056年７月15日まで

（注）2020年６月16日付で普通株式１株につき200株の株式分割を行っております。これにより「目的となる株式の種類及び数」「行使価格」が調整されております。

(2) 当期中に当社従業員等に交付した新株予約権の概要

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	篠田庸介	—
取締役	石澤直樹	インテリジェント・テクノロジー事業本部本部長
取締役	原島一隆	管理本部本部長
取締役	近藤慎哉	営業本部本部長
取締役	松崎神都	ITインキュベーション事業本部本部長
取締役	白川篤典	株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役社長
取締役	畠山奨二	バリストライドグループ株式会社代表取締役
監査役（常勤）	竹内道忠	
監査役	吉村史明	税理士法人AKJパートナーズ代表社員
監査役	大野雅樹	四谷タウン総合法律事務所代表弁護士

（注）1. 取締役 白川 篤典氏、及び畠山 奨二氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。
2. 監査役 竹内 道忠氏、吉村 史明氏、及び大野 雅樹氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役です。
3. 当社は、取締役 畠山 奨二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役 吉村 史明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 取締役、監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	支　給　額
取　締　役	7名	55,200千円
(うち社外取締役)	(2名)	(2,400千円)
監　査　役	3名	7,200千円
(うち社外監査役)	(3名)	(7,200千円)

(注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与額は含んでおりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年３月27日開催の定時株主総会において年額200,000千円以内として決議を頂いております。
3. 監査役の報酬限度額は、2018年３月27日開催の定時株主総会において年額40,000千円以内として決議を頂いております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び社外監査役の合計５名は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の会社の業務執行取締役等の兼任状況

取締役 白川 篤典氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。又、株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーションの代表取締役社長であります。以上の兼務先と当社は取引があり、取引金額は当社の売上高の0.4%未満です。なお、当社と兼務先との間には仕入取引関係はありません。

取締役 畠山 奨二氏は会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。又、バリストライドグループ株式会社の代表取締役であります。以上の兼務先と当社は特別な利害関係はありません。

監査役 吉村 史明氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。又、税理士法人AKJパートナーズ代表社員であります。以上の兼務先と当社は特別な利害関係はありません。

監査役 大野 雅樹氏は会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。又、四谷タウン総合法律事務所代表弁護士であります。以上の兼務先と当社は特別な利害関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主 な 活 動 状 況
社外取締役	白 川 篤 典	18／18回 (100%)	—	当事業年度の取締役会に参加し、議案審議等に取締役業務の経験的見地から、必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	畠 山 奨 二	18／18回 (100%)	—	当事業年度の取締役会に参加し、議案審議等に取締役業務の経験的見地から、必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	竹 内 道 忠	18／18回 (100%)	19／19回 (100%)	当事業年度の取締役会および監査役会に出席し、過去の経験や実績に基づく見地からの意見や疑問点等を明らかにする為に適宜質問する等、意見を述べております。
社外監査役	吉 村 史 明	18／18回 (100%)	19／19回 (100%)	当事業年度の取締役会および監査役会に出席し、過去の経験や実績に基づく見地からの意見や疑問点等を明らかにする為に適宜質問する等、意見を述べております。
社外監査役	大 野 雅 樹	18／18回 (100%)	19／19回 (100%)	当事業年度の取締役会および監査役会に出席し、過去の経験や実績に基づく見地からの意見や疑問点等を明らかにする為に適宜質問する等、意見を述べております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区　　分	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人により必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、株式上場を目的とする体制整備等に関連した専門家としての助言業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めてはおりません。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**895,826**	**流動負債**	**180,401**
現金及び預金	753,495	買掛金	79,251
売掛金	124,724	未払金	9,931
仕掛品	6,768	未払費用	33,703
前払費用	10,776	未払消費税等	24,747
その他	62	未払法人税等	20,793
固定資産	**41,086**	前受金	2,218
有形固定資産	**11,948**	預り金	9,755
建物	8,291	**負債合計**	**180,401**
工具、器具及び備品	18,816	**(純資産の部)**	
減価償却累計額	△15,159	**株主資本**	**756,511**
投資その他の資産	**29,137**	**資本金**	**354,266**
差入保証金	6,486	**資本剰余金**	**344,266**
長期前払費用	300	資本準備金	344,266
繰延税金資産	22,351	**利益剰余金**	**57,979**
		その他利益剰余金	57,979
		繰越利益剰余金	57,979
		純資産合計	**756,511**
資産合計	**936,912**	**負債・純資産合計**	**936,912**

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2020年１月１日
至　2020年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,153,196**
売上原価		**605,246**
売上総利益		**547,949**
販売費及び一般管理費		**378,415**
営業利益		**169,533**
営業外収益		
受取利息	3	
受取保険料	473	
その他	36	**514**
営業外費用		
支払利息	60	
支払手数料	56	
為替差損	188	
上場関連費用	13,701	
その他	206	**14,212**
経常利益		**155,835**
税引前当期純利益		**155,835**
法人税、住民税及び事業税	25,071	
法人税等調整額	△22,351	2,720
当期純利益		**153,115**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年２月22日

株式会社ヘッドウォータース
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　阿部　博　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　植草　寛　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ヘッドウォータースの2020年１月１日から2020年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

第16期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書、その他取締役の職務の執行の監査について、次のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会が監査方針、監査基準及び監査計画を定めた上で、各監査役が分担して、必要な調査を行い、その結果を監査役会で報告及び協議して、監査を実施しました。監査にあたっては、内部監査室と連携して調査等を行いました。

具体的には、取締役会その他の重要な会議に出席し、重要な決裁文書や報告書を閲覧し、当社の取締役等及び会計監査人から、職務の執行状況等について定期的に報告を受け、また、随時説明を求めるとともに、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関しては、会計監査人より監査に関する品質管理基準（2005年10月28日企業会計審議会）等にしたがって整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

（1） 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2） 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年２月22日

株式会社ヘッドウォータース

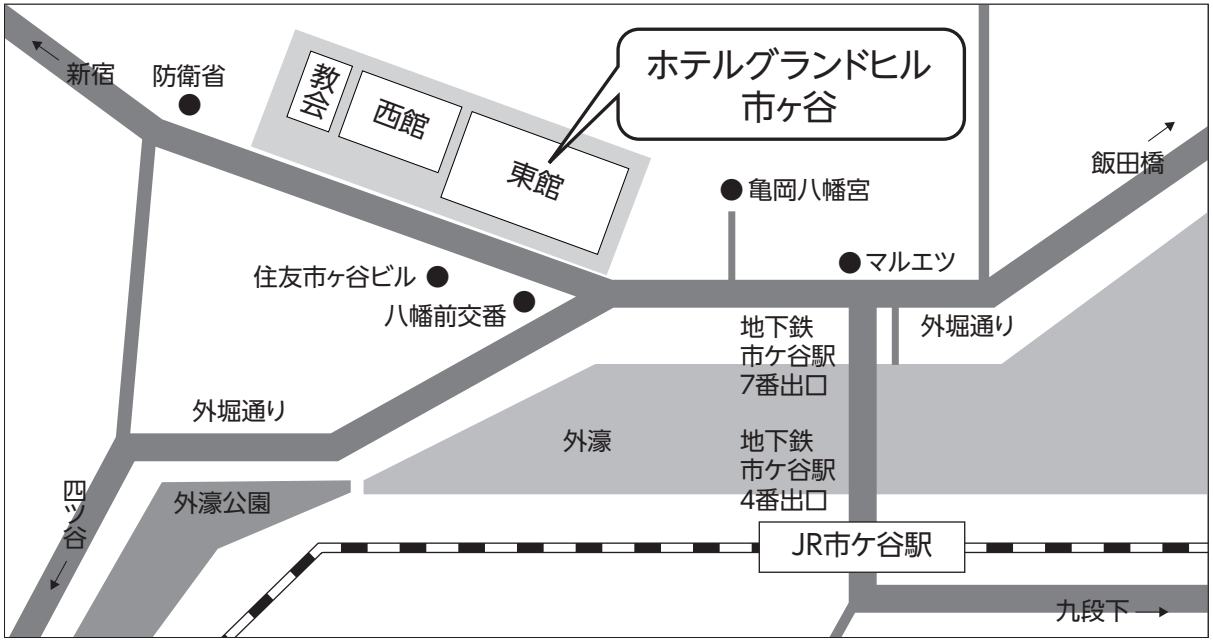
常勤監査役（社外監査役）竹　内　道　忠　㊞
監　査　役（社外監査役）吉　村　史　明　㊞
監　査　役（社外監査役）大　野　雅　樹　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

株 主 総 会 会 場 ご 案 内 図

会場：ホテルグランドヒル市ヶ谷
東京都新宿区市谷本村町４-１
東館　３階 翡翠
TEL 03-3268-0111



交通　ＪＲ中央・総武線　「市ケ谷駅」　徒歩３分
都営新宿線　「市ケ谷駅」　４番出口より徒歩３分
東京メトロ有楽町線　「市ケ谷駅」　７番出口より徒歩３分
東京メトロ南北線　「市ケ谷駅」　７番出口より徒歩３分